

徳島市立地適正化計画 届出の手引

令和6年4月

徳島市

1 立地適正化計画について

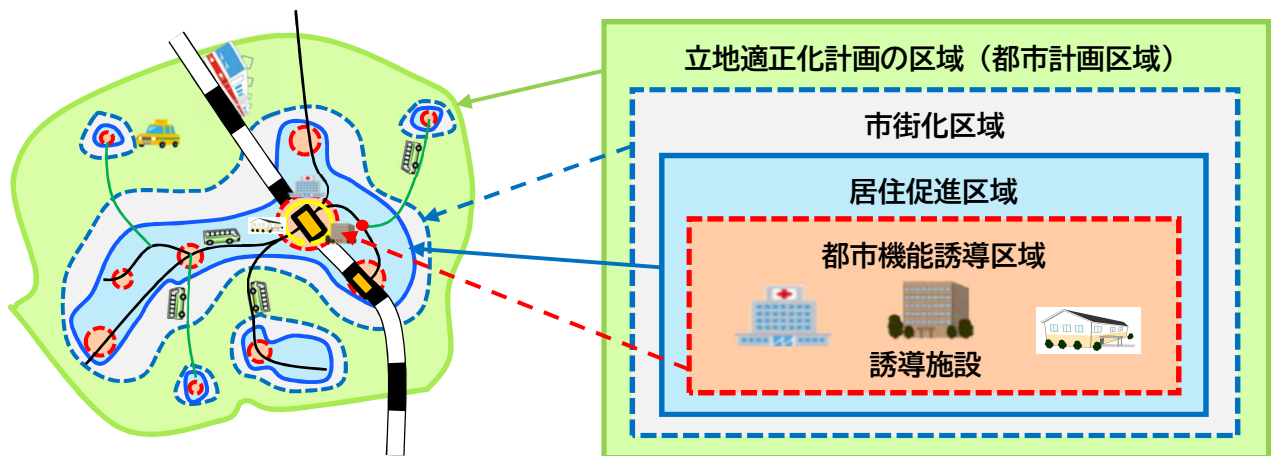
(1) 概要

高度成長期以降、多くの地方都市において市街地が郊外へと拡大してきましたが、こうした状況のまま、今後、人口が減少すれば、一定の人口集積に支えられてきた医療、福祉、商業などの生活サービスの提供が困難になり、現在の暮らしやすさが損なわれてしまうことが懸念されています。

このような中、2014年（平成26年）8月の都市再生特別措置法の改正により「立地適正化計画」が制度化され、これにより、都市計画法を中心とした従来の土地利用規制に加え、居住や都市機能の誘導と公共交通の連携による集約型都市構造の形成に向けた取組を推進することが可能となりました。

このような背景を踏まえ、人口減少や高齢化が進行する中、将来にわたり、誰もが安心して快適に生活できるまちづくりを進めるため、2019年（平成31年）3月に「徳島市立地適正化計画」を策定しました。

■立地適正化計画のイメージ図



出典：立地適正化計画作成の手引き（2023年（令和5年）3月）を加工

(2) 徳島市立地適正化計画で定める区域について

徳島市立地適正化計画では、居住促進区域と都市機能誘導区域を設定しています。

なお、本市では、都市再生特別措置法における居住誘導区域を居住促進区域と表記します。

居住促進区域 (居住誘導区域)	人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるようにするため、都市の居住者の居住の誘導を図るべき区域
都市機能誘導区域	都市の居住者に対する生活サービスの効率的な提供を図るため、都市機能増進施設（誘導施設）の立地の誘導を図るべき区域
中心都市機能誘導区域	日常生活に必要な機能だけでなく、人の交流（にぎわい）を創出する都市機能の集積を図る区域
地域都市機能誘導区域	中心拠点を補完する拠点として、地域の日常生活を支えるサービス機能の集積を図る区域

2 立地適正化計画に係る届出制度について

(1) 概要

都市再生特別措置法第88条、第108条の規定により、居住促進区域外における一定規模以上の住宅の開発・建築等行為や都市機能誘導区域外における誘導施設の開発行為などを行おうとする者は、これらの行為に着手する日の30日前までに市町村に届出が必要となります。

(2) 目的

都市機能誘導区域外における誘導施設の整備の動きや居住促進区域外における住宅開発などの動きを把握し、今後のまちづくりに役立てるための制度です。

(3) 留意事項

① 届出に対する法的措置

届出をしないで、又は虚偽の届出をして届出対象となる開発・建築等行為（変更を含む）を行った場合は、30万円以下の罰金に処されることがあります。（都市再生特別措置法第130条）

② 宅地建物取引業法に基づく重要事項説明

届出義務に関する規定は、宅地建物取引業法第35条に規定する「重要事項の説明等」の対象となります。

3 居住促進区域に関する届出対象行為（都市再生特別措置法第88条）

(1) 届出の対象となる行為

居住促進区域外で、以下の開発行為や建築等行為を行う場合には、届出が必要となります。

開発行為の場合

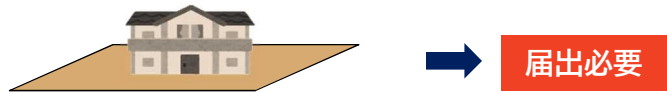
◆3戸以上の住宅の建築目的の開発行為

例) 3戸以上の開発行為



◆1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの

例) 1戸1,000㎡以上



例) 2戸800㎡



※開発行為とは、主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更をいいます。（都市計画法第4条第12項）

建築等行為の場合

◆3戸以上の住宅を新築しようとする場合

例) 3戸以上の建築行為

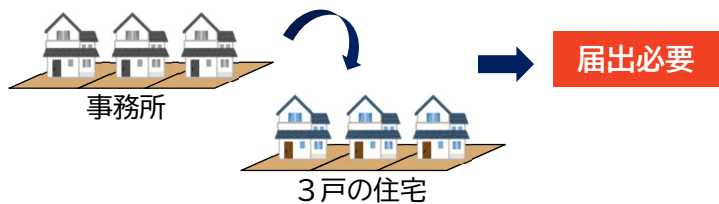


例) 2戸の建築行為



◆建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合

例) 建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合



※住宅とは、戸建て住宅、長屋、共同住宅、兼用住宅などを指します。

(2) 届出を要しない行為

都市再生特別措置法第88条第1項、同法施行令第34条に基づき、以下の行為については、届出の必要はありません。

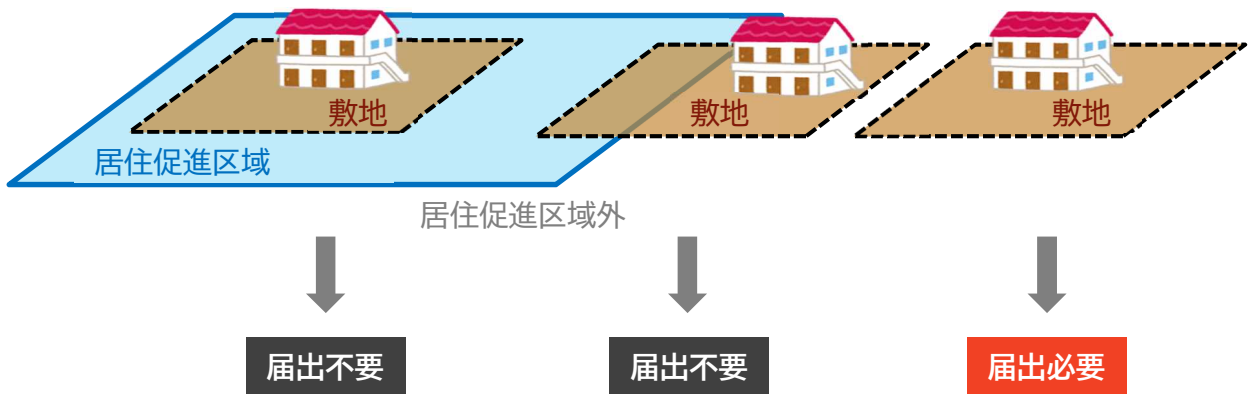
- (ア) 住宅等で仮設のもの又は農林漁業を営む者の居住の用に供するものの建築の用に供する目的で行う開発行為
- (イ) (ア)の住宅等の新築
- (ウ) 建築物を改築し、又はその用途を変更して(ア)の住宅等とする行為
- (エ) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- (オ) 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為

(3) 届出の判定

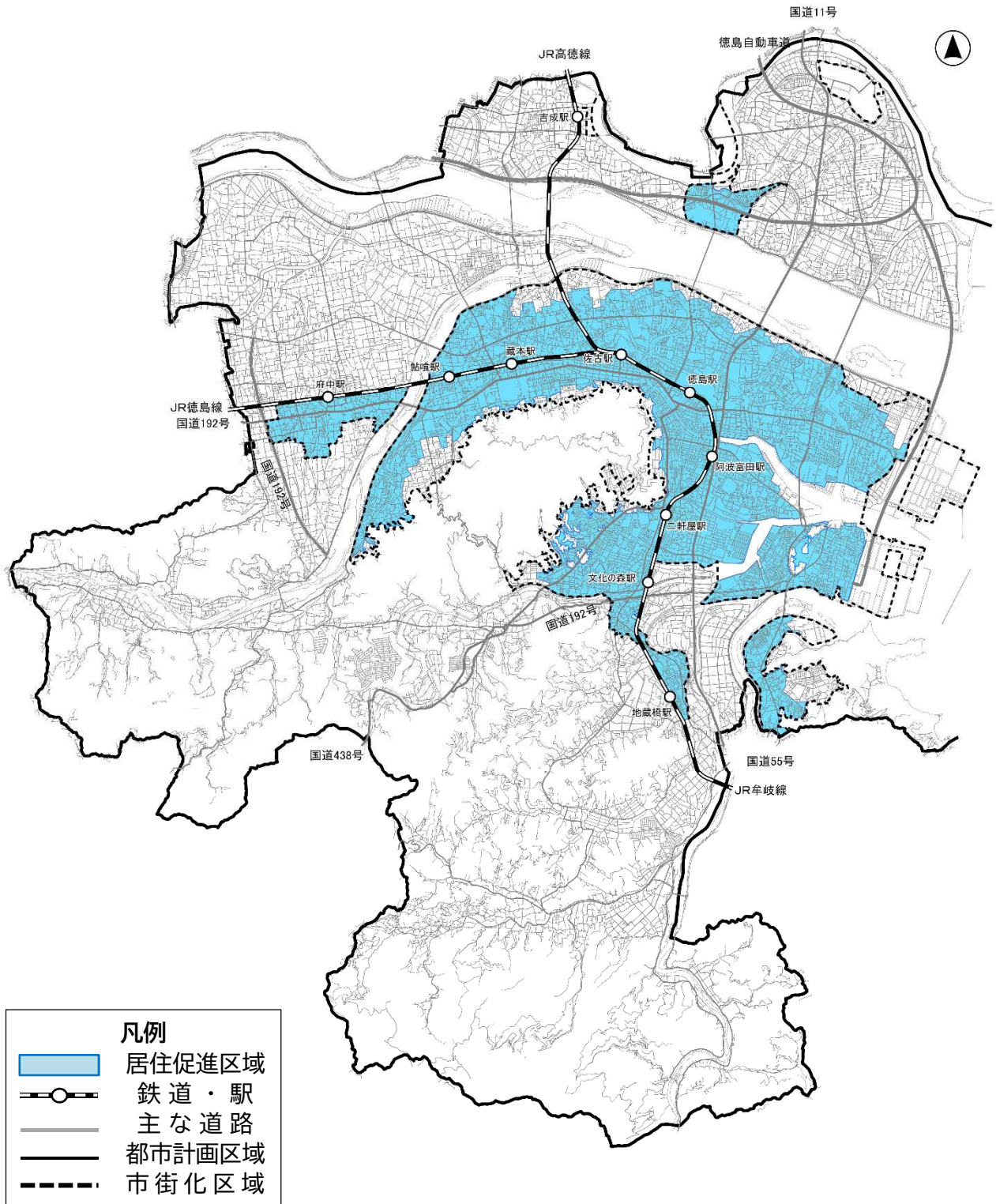
敷地の全てが居住促進区域外となる場合に届出が必要となります。

敷地が一部でも居住促進区域に含まれる場合は、届出は不要となります。

※建築物の配置ではなく、敷地で判定します。



■居住促進区域



※詳細な区域については、徳島市ホームページに掲載しています。
 ※この地図の出典は、徳島市発行の1/2,500地形図です。

(4) 届出に必要な書類等

届出は、対象となる開発行為又は建築等行為に着手する30日前までに届出書（都市再生特別措置法施行規則に定める様式）に添付図書を添えて提出してください。

	開発行為	建築等行為
届出書 (様式)	様式第10 (15ページ参照)	様式第11 (16ページ参照)
添付図書	<p>【都市再生特別措置法施行規則に定める図書】</p> <p>①当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面（付近見取図など） 縮尺1/1,000以上</p> <p>②設計図（土地利用計画図、配置図など） 縮尺1/100以上</p> <p>③その他参考となる事項を記載した図書</p>	<p>【都市再生特別措置法施行規則に定める図書】</p> <p>①敷地内における住宅等の位置を表示する図面（配置図など） 縮尺1/100以上</p> <p>②住宅等の2面以上の立面図及び各階平面図 縮尺1/50以上</p> <p>③その他参考となる事項を記載した図書（付近見取図など）</p>
提出部数	2部（正本及び副本）	

※1 各様式については、徳島市ホームページからダウンロードできます。

※2 上記の届出内容を変更する場合、変更に係る行為に着手する30日前までに、「様式第12行為の変更届出書（17ページ参照）」及び上記それぞれの場合と同様の添付図書の提出が必要となります。

4 都市機能誘導区域に関する届出対象行為 (都市再生特別措置法第108条、第108条の2)

(1) 届出の対象となる行為

都市機能誘導区域外で、以下の行為を行う場合には、届出が必要となります。

また、都市機能誘導区域内で設定されている誘導施設を休止又は廃止する場合にも届出が必要となります。

都市機能誘導区域ごとに、届出対象となる誘導施設が異なりますので、御注意ください。

(10ページ参照)

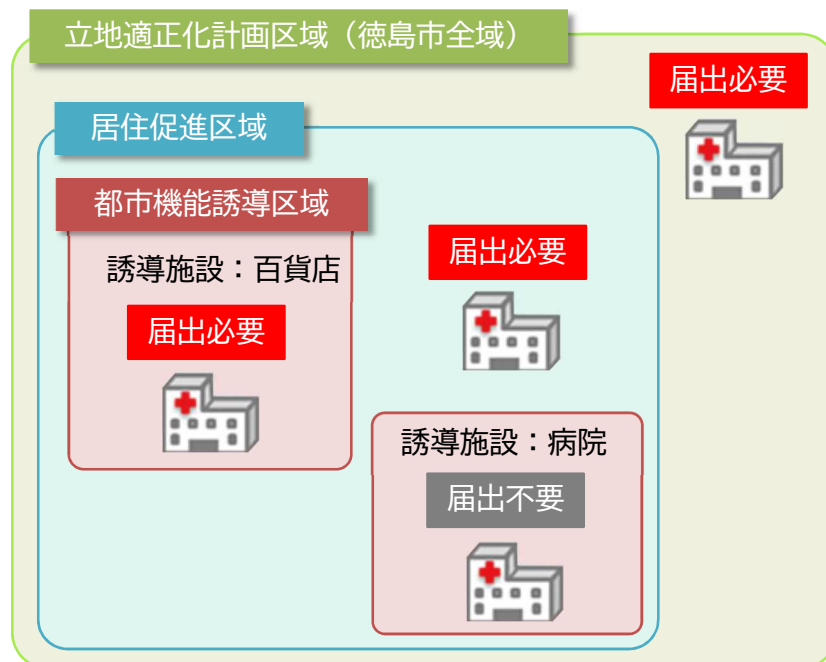
開発行為の場合

- ◆誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合

開発行為以外の場合

- ◆誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
- ◆建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合
- ◆建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合

例) 病院を新築する場合



休廃止の場合

- ◆都市機能誘導区域内で誘導施設を休止又は廃止する場合

(2) 届出を要しない行為

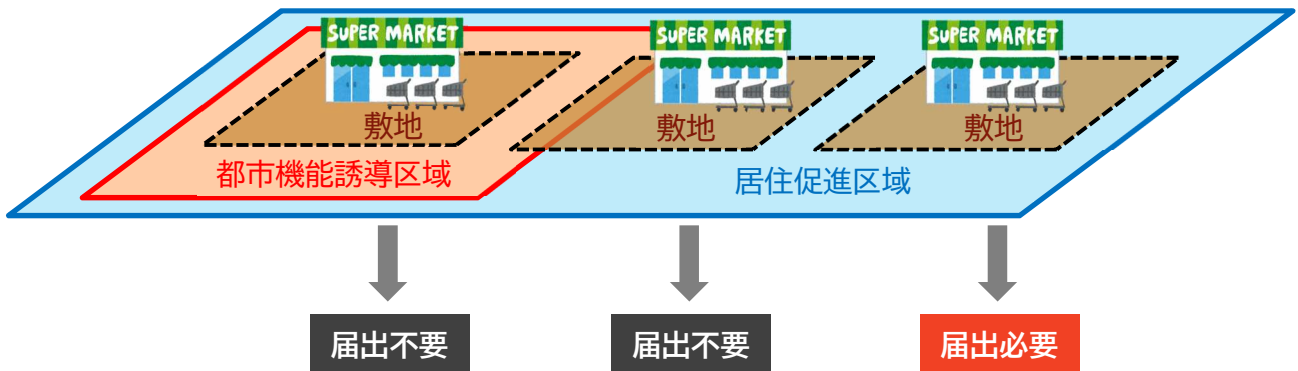
都市再生特別措置法第108条第1項、同法施行令第44条に基づき、以下の行為については、届出の必要はありません。

- (ア) 徳島市立地適正化計画に記載された誘導施設を有する建築物で仮設のものの建築の用に供する目的で行う開発行為
- (イ) (ア)の誘導施設を有する建築物で仮設のものの新築
- (ウ) 建築物を改築し、又はその用途を変更して(ア)の誘導施設を有する建築物で仮設のものとする行為
- (エ) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- (オ) 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為

(3) 届出の判定

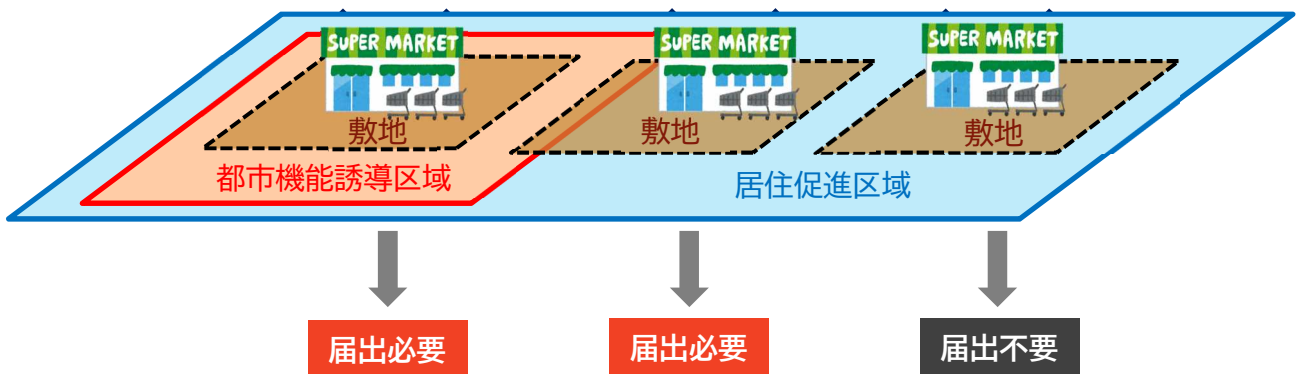
●開発行為などの場合

敷地の全てが都市機能誘導区域外となる場合に届出が必要となります。
敷地が一部でも都市機能誘導区域に含まれる場合は、届出は不要となります。
※建築物の配置ではなく、敷地で判定します。

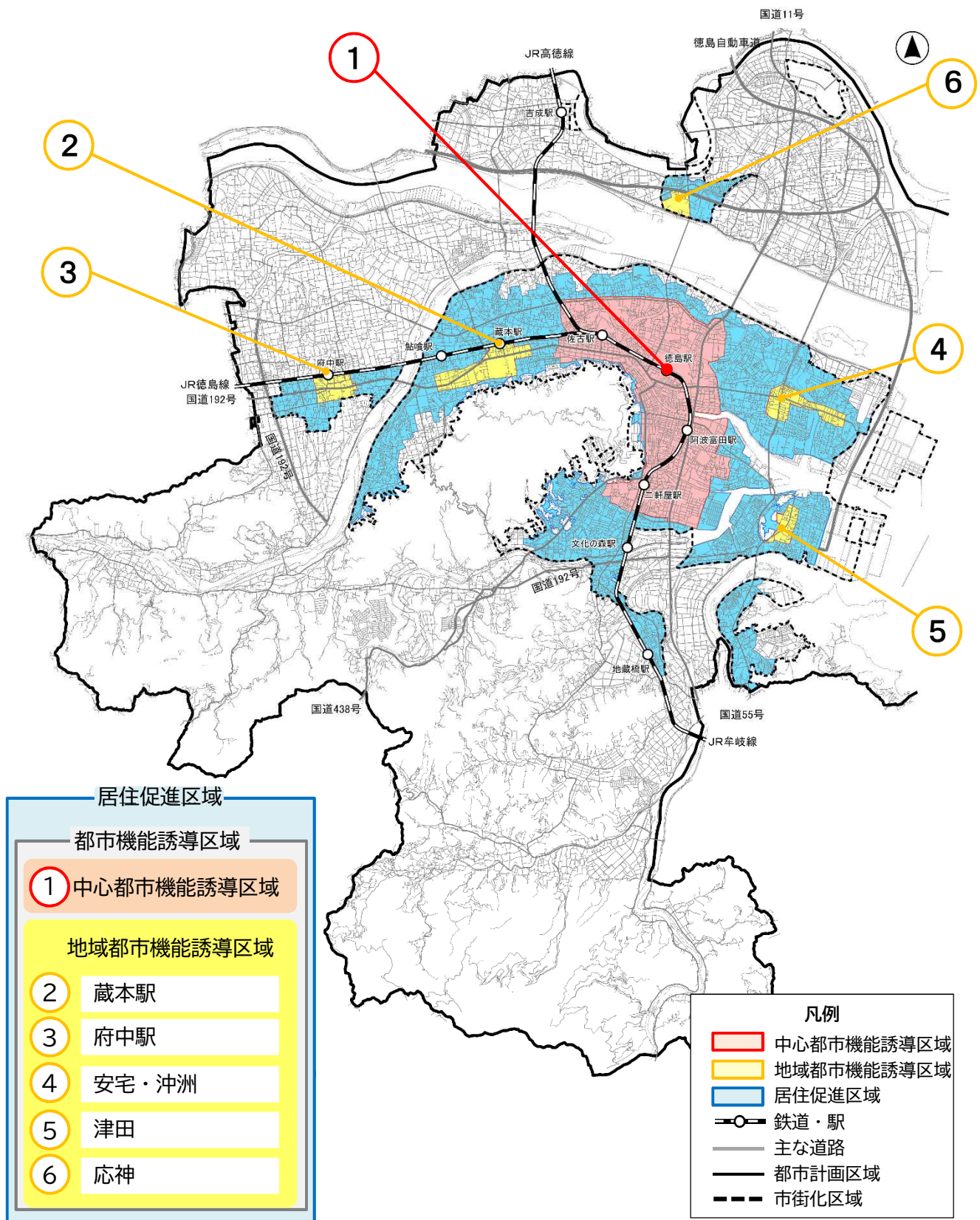


●休廃止の場合

敷地が一部でも都市機能誘導区域に含まれる場合は、届出が必要となります。
敷地の全てが都市機能誘導区域外となる場合のみ届出が不要となります。
※建築物の配置ではなく、敷地で判定します。



■都市機能誘導区域



※詳細な区域については、徳島市ホームページに掲載しています。
 ※この地図の出典は、徳島市発行の 1/2,500 地形図です。

(4) 届出の対象となる都市機能誘導区域ごとの誘導施設

届出の対象となる誘導施設は以下のとおりです。

「●」：開発行為などの場合に届出が必要

「△」：休廃止する場合に届出が必要

誘導施設		都市機能誘導区域					都市機能誘導区域外	
		中心都市機能誘導区域	地域都市機能誘導区域					
			蔵本駅	府中駅	安宅・沖洲	津田		応神
医療	地域医療支援病院・特定機能病院	△	△	●	●	●	●	●
子育て支援	病児保育施設	△	●	●	△	●	△	●
	認定こども園	△	△	△	△	△	△	●
教育・文化	大学	△	△	●	●	●	△	●
	図書館	△	●	●	●	●	●	●
	博物館・美術館	△	●	●	●	●	●	●
	文化ホール	△	●	●	●	●	●	●
	スポーツ・運動施設	△	△	●	△	●	●	●
	生涯学習施設	△	△	△	△	△	△	●
商業	大型複合商業施設	△	●	●	●	●	●	●
	スーパーマーケット	△	△	△	△	△	△	●
交流	地域交流センター	△	△	△	△	△	△	●
	にぎわい交流センター施設	△	●	●	●	●	●	●
起業・創業	起業者育成支援施設（独自設定）	△	●	●	●	●	△	●

(5) 誘導施設

都市機能	施設	施設詳細
医療	地域医療支援病院 ・特定機能病院	医療法第1条の5に規定する病院のうち、同法第4条に規定する地域医療支援病院、同法第4条の2に規定する特定機能病院
子育て支援	病児保育施設	保育を必要とする乳幼児などが疾病などの理由により、保育所などでは預かってもらえない時に、子どもを預かり、保育することができる診療所などの施設
	認定こども園	保護者の就労状態にかかわらず、教育と保育を一体的に提供することができる施設であり、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定こども園
教育・文化	大学	学校教育法第1条に規定する大学
	図書館	図書館法第2条第1項に規定する図書館
	博物館・美術館	博物館法第2条第1項に規定する博物館及び美術館
	文化ホール	音楽、演劇などの文化活動を目的とした、ホール機能を備えた施設
	スポーツ・運動施設	スポーツ基本法第12条に規定するスポーツ・運動施設
	生涯学習施設	多様なニーズに対応した学習機会（複数の講座）の提供を行うことができる、生涯学習の中心機関となる施設
商業	大型複合商業施設	店舗面積が10,000㎡を超える複合商業施設で、生鮮食品を扱う施設
	スーパーマーケット	店舗面積が1,000㎡を超え、10,000㎡以下の生鮮食品を扱う店舗
交流	地域交流センター	主に地域住民が交流などを目的とした活動を行うための集会室などを有する施設（コミュニティセンター）
	にぎわい交流センター施設	多世代が利用でき、まちのにぎわいを生み出す、文化、交流、健康、子育て支援、情報発信などの多様な機能を持つ延べ面積が3,000㎡以上の複合施設
起業・創業	起業者育成支援施設 (独自設定)	ベンチャー企業や起業家の育成、創業支援などのサポート機能を持つ施設（インキュベーションオフィス、コワーキングスペースなど）

(6) 届出に必要な書類等

届出は、対象となる開発行為などに着手又は誘導施設を休廃止する30日前までに届出書（都市再生特別措置法施行規則に定める様式）に添付図書を添えて提出してください。

	開発行為	開発行為以外	誘導施設の休廃止
届出書	様式第18 (18ページ参照)	様式第19 (19ページ参照)	様式第21 (21ページ参照)
添付図書	<p>【都市再生特別措置法施行規則に定める図書】</p> <p>①当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面（付近見取図など） 縮尺 1/1,000 以上</p> <p>②設計図（土地利用計画図、配置図など） 縮尺 1/100 以上</p> <p>③その他参考となる事項を記載した図書</p>	<p>【都市再生特別措置法施行規則に定める図書】</p> <p>①敷地内における建築物の位置を表示する図面（配置図など） 縮尺 1/100 以上</p> <p>②建築物の2面以上の立面図及び各階平面図 縮尺 1/50 以上</p> <p>③その他参考となる事項を記載した図書（付近見取図など）</p>	不 要
提出部数	2部（正本及び副本）		

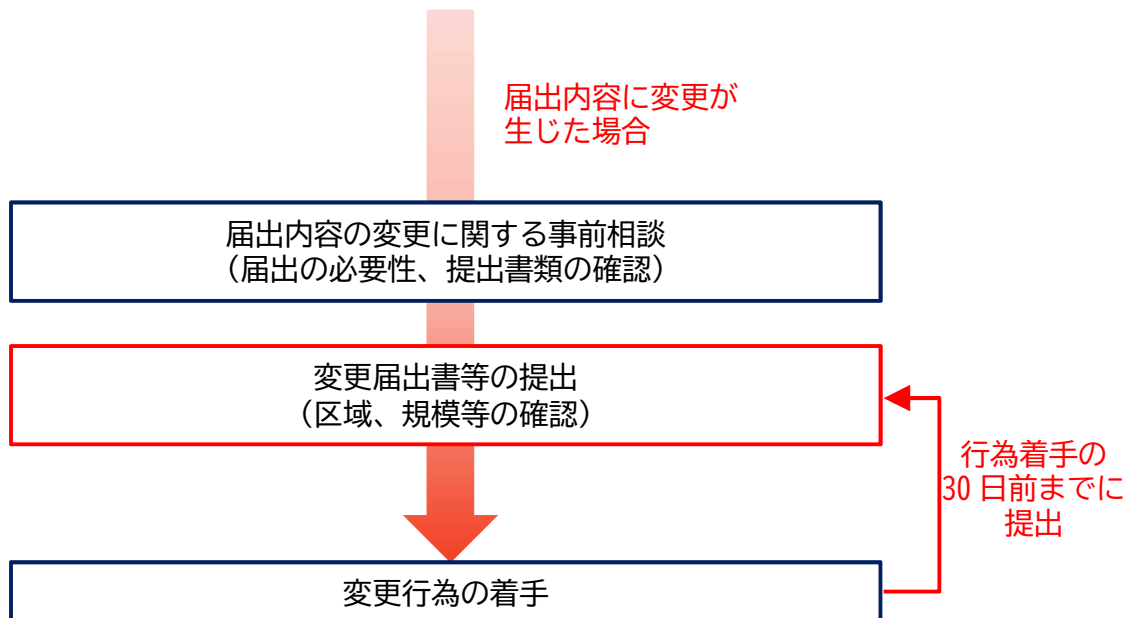
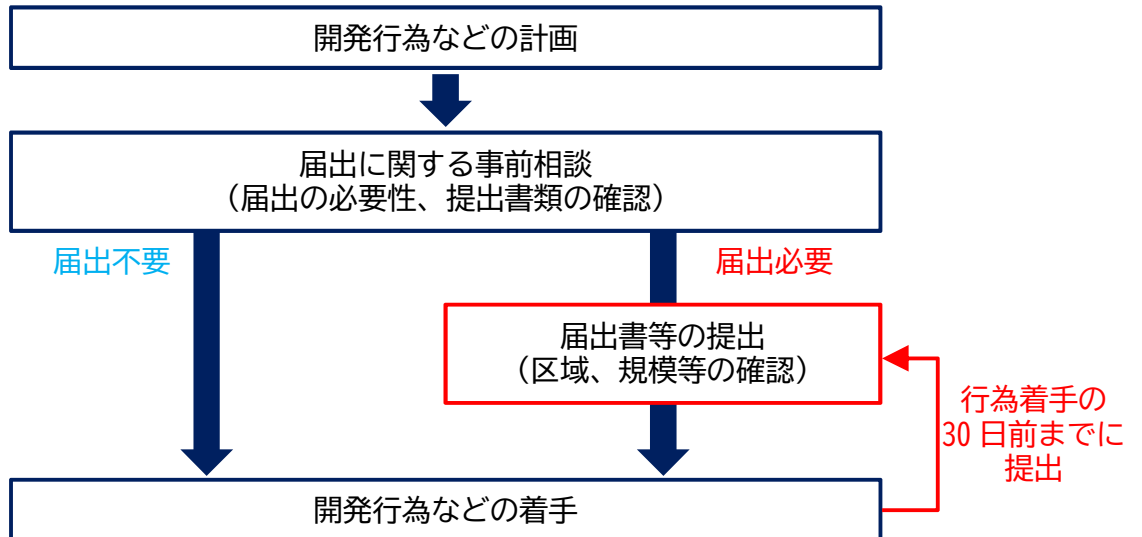
※1 各様式については、徳島市ホームページからダウンロードできます。

※2 上記の届出内容を変更する場合、変更に係る行為に着手する30日前までに、「様式第20行為の変更届出書」（20ページ参照）及び上記それぞれの場合と同様の添付図書の提出が必要となります。

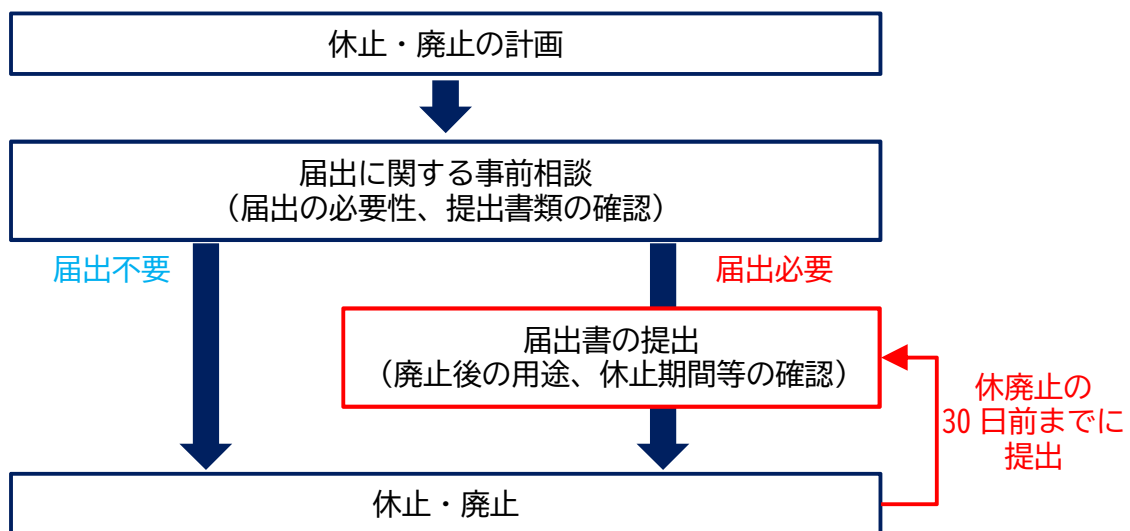
5 届出手続

(1) 届出の流れ

●開発行為などの場合



●誘導施設の休廃止の場合



(2) 届出の提出先・問合せ

徳島市 企画政策部 都市計画課

徳島県徳島市幸町2丁目5番地 (本館10階) TEL: 088-621-5249

6 届出様式の記入例

様式第10（都市再生特別措置法施行規則第35条第1項第1号関係）

記入例

開発行為届出書

都市再生特別措置法第88条第1項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

(宛先) 徳島市長 殿

行為に着手する30日前までに提出してください。

届出者が個人の場合は、住所・氏名を記入してください。
届出者が法人の場合は、法人の所在地・名称・代表者氏名を記入してください。

開発区域の所在地（地番）を記入してください。

届出者 住所 徳島市〇〇町〇丁目〇番〇
氏名 徳島 太郎

開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	徳島市〇〇町〇丁目〇番〇
	2 開発区域の面積	〇〇平方メートル
	3 住宅等の用途	戸建住宅
	4 工事の着手予定年月日	〇〇〇〇年〇〇月〇〇日
	5 工事の完了予定年月日	〇〇〇〇年〇〇月〇〇日
	6 その他必要な事項	戸数： 3 戸

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

【届出内容に関する問合せ先】

住所 徳島市〇〇町〇丁目〇番〇

氏名 徳島 花子

電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

届出内容に関する問合せ先を記載してください。

記入例

住宅等を新築し、又は建築物を改築し、
若しくはその用途を変更して住宅等とする行為の届出書

都市再生特別措置法第88条第1項の規定に基づき、

住宅等の新築
 建築物を改築して住宅等とする行為
 建築物の用途を変更して住宅等とする行為

} について、下記により届け出ます。

いずれかを選択してください。

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

行為に着手する30日前までに提出してください。

(宛先) 徳島市長 殿

届出者 住所 徳島市〇〇町〇丁目〇番〇

氏名 徳島 太郎

1 住宅等を新築しようとする土地 又は改築若しくは用途の変更を しようとする建築物の存する土 地の所在、地番、地目及び面積	土地の所在、地番	徳島市〇〇町〇丁目〇番〇
	地目	宅地
	面積	〇〇平方メートル
2 新築しようとする住宅等又は改 築若しくは用途の変更後の住宅 等の用途	共同住宅	
3 改築又は用途の変更をしよう とする場合は既存の建築物の用途		
4 その他必要な事項	戸数 : 10 戸 工事の着手予定年月日 : 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日 工事の完了予定年月日 : 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日	

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

【届出内容に関する問合せ先】

住所 徳島市〇〇町〇丁目〇番〇

氏名 徳島 花子

電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

届出内容に関する問合せ先を
記載してください。

行為の変更届出書

届出者が個人の場合は、住所・氏名を記入してください。
届出者が法人の場合は、法人の所在地・名称・代表者氏名を記入してください。

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

行為に着手する30日前までに提出してください。

(宛先) 徳島市長 殿

届出者 住所 徳島市〇〇町〇丁目〇番〇

氏名 徳島 太郎

都市再生特別措置法第88条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

1 当初の届出年月日 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

2 変更の内容

- ・住宅等の用途、戸数の変更
- 【変更前】戸建住宅 3戸
- 【変更後】共同住宅 8戸

届出事項のうち変更する項目と、変更前・変更後の内容が分かるように記入してください。

3 変更部分に係る行為の着手予定日 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

4 変更部分に係る行為の完了予定日 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

- 注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

【届出内容に関する問合せ先】

住所 徳島市〇〇町〇丁目〇番〇
 氏名 徳島 花子
 電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

届出内容に関する問合せ先を記載してください。

開発行為届出書

都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

行為に着手する30日前までに提出してください。

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

(宛先) 徳島市長 殿

届出者が個人の場合は、住所・氏名を記入してください。
届出者が法人の場合は、法人の所在地・名称・代表者氏名を記入してください。

届出者 住所 徳島市〇〇町〇丁目〇番〇

氏名 〇〇 〇〇

開発区域の所在地（地番）を記入してください。

開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	徳島市〇〇町〇丁目〇番〇
	2 開発区域の面積	〇〇平方メートル
	3 建築物の用途	病児保育施設
	誘導施設であることが分かるように記入してください。	
	4 工事の着手予定年月日	〇〇〇〇年〇〇月〇〇日
	5 工事の完了予定年月日	〇〇〇〇年〇〇月〇〇日
6 その他必要な事項		

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

【届出内容に関する問合せ先】

住所 徳島市〇〇町〇丁目〇番〇

氏名 △△ △△

電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

届出内容に関する問合せ先を記載してください。

記入例

誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、
若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、

誘導施設を有する建築物の新築

建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為
 建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為

いずれかを選択してください。

について、下記により届け出ます。

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

(宛先) 徳島市長 殿

行為に着手する30日前までに提出してください。

届出者が個人の場合は、住所・氏名を記入してください。
届出者が法人の場合は、法人の所在地・名称・代表者氏名を記入してください。

届出者 住所 徳島市〇〇町〇丁目〇番〇

氏名 株式会社 〇〇〇〇
代表取締役社長 〇〇 〇〇

1 建築物を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	土地の所在、地番	徳島市〇〇町〇丁目〇番〇
	地目	宅地
	面積	〇〇平方メートル
2 新築しようとする建築物又は改築若しくは用途の変更後の建築物の用途	大型複合商業施設（店舗面積 11,000 m ² ）	
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	誘導施設であることが分かるように記入してください。	
4 その他必要な事項	工事の着手予定年月日： 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日 工事の完了予定年月日： 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日	

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

【届出内容に関する問合せ先】

住所 徳島市〇〇町〇丁目〇番〇

氏名 △△ △△

電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

届出内容に関する問合せ先を記載してください。

記入例

行為の変更届出書

届出者が個人の場合は、住所・氏名を記入してください。
届出者が法人の場合は、法人の所在地・名称・代表者氏名を記入してください。

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

行為に着手する30日前までに提出してください。

(宛先) 徳島市長 殿

届出者 住所 徳島市〇〇町〇丁目〇番〇
氏名 株式会社 〇〇〇
代表取締役社長 〇〇 〇〇

都市再生特別措置法第108条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

1 当初の届出年月日
〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

2 変更の内容
・大型複合商業施設の床面積の変更
【変更前】〇〇〇㎡
【変更後】〇〇〇㎡

届出事項のうち変更する項目と、変更前・変更後の内容が分かるように記入してください。

3 変更部分に係る行為の着手予定日
〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

4 変更部分に係る行為の完了予定日
〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

- 注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

【届出内容に関する問合せ先】
住所 徳島市〇〇町〇丁目〇番〇
氏名 △△ △△
電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

届出内容に関する問合せ先を記載してください。

記入例

誘導施設の休廃止届出書

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

(宛先) 徳島市長 殿

休止・廃止する30日前までに提出してください。

届出者が個人の場合は、住所・氏名を記入してください。
届出者が法人の場合は、法人の所在地・名称・代表者氏名を記入してください。

届出者 住所 徳島市〇〇町〇丁目〇番〇

氏名 株式会社 〇〇〇
代表取締役社長 〇〇 〇〇

都市再生特別措置法第108条の2第1項の規定に基づき、誘導施設の(休止・廃止)について、下記により届け出ます。

いずれかを選択してください。

記

- 1 休止（廃止）しようとする誘導施設の名称、用途及び所在地
 名称：〇〇スーパー
 用途：スーパーマーケット（店舗面積 1,400 m²）
 所在地：徳島市〇〇町〇丁目〇番〇
- 2 休止（廃止）しようとする年月日
 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日
- 3 休止しようとする場合にあっては、その期間
 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日まで
- 4 休止（廃止）に伴う措置
 - (1) 休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がある場合、予定される当該建築物の用途
 ドラッグストア
 - (2) 休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がない場合、当該建築物の存置に関する事項
 特になし。建物は現状のまま。

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
 2 4（2）欄には、当該建築物を存置する予定がある場合は存置のために必要な管理その他の事項について、当該建築物を存置する予定がない場合は当該建築物の除却の予定時期その他の事項について記入すること。

【届出内容に関する問合せ先】

住所 徳島市〇〇町〇丁目〇番〇
 氏名 △△ △△
 電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

届出内容に関する問合せ先を記載してください。

7 届出制度に関する Q&A

Q1	届出制度の目的は何ですか
A1	誘導施設の建築の動きや住宅開発の動きなどを事前に把握し、今後のまちづくりに役立てるための制度です。
Q2	届出の義務はいつから発生しますか
A2	徳島市立地適正化計画を公表した日（2019年6月1日）から届出の義務が発生します。
Q3	届出を行う義務があるのは誰ですか
A3	届出対象行為を行おうとする方です。
Q4	開発行為の届出をすれば建築等行為の届出は不要となりますか
A4	開発行為、建築等行為それぞれについて、届出対象行為に着手する30日前までに届出が必要となります。
Q5	届出は、開発許可申請や建築確認申請の際に提出するものですか
A5	開発許可申請などの提出時期との関係について法的な定めはありません。届出対象行為に着手する30日前までに届出が必要となります。
Q6	サービス付き高齢者向け住宅などの建築物は届出の対象となりますか
A6	建築基準法上、共同住宅に該当する場合は、届出の対象となります。
Q7	3戸の建売住宅を同時期に建築する予定ですが、届出の対象となりますか
A7	届出者及び着手日が同一で建築する敷地が隣接している場合は、届出の対象となります。
Q8	区域の内外（居住促進区域、都市機能誘導区域の内外）にわたる場合、届出は必要ですか
A8	開発・建築等行為の場合は、敷地の一部でも区域に含まれる場合、届出は不要です。休廃止の場合は、敷地が一部でも区域に含まれる場合、届出が必要となります。
Q9	施設の一部に誘導施設を含む複合施設は届出が必要ですか
A9	誘導施設を有する建築物は届出対象となります。
Q10	仮設建築物は届出対象になりますか
A10	仮設建築物は届出対象になりません。また、仮設のための開発行為も同様です。
Q11	届出後に何か書類の通知はありますか
A11	届出書類の審査後、收受印を押印の上、副本を返却します。副本の返却をもって手続は完了となります。なお、副本の返却を郵送で希望する場合は、必要な切手を付した返信用封筒を届出書類に添付してください。